

指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第10号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第40条）

第13章 雑則（第41条）」

を「第12章 雑則（第40条）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型サービスに関する基準）

第2条の2 次条及び第6条から第39条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第15条前段中「から第11条まで」を「及び第11条」に改め、同条後段を削る。

第15条の4及び第15条の5を次のように改める。

第15条の4及び第15条の5 削除

第15条の10、第15条の13及び第21条中「から第15条の5まで」を削る。

第24条及び第27条中「、第15条の3及び第15条の5」を「及び第15条の3」に改める。

第30条中「から第15条の5まで」を削る。

第33条及び第36条中「、第15条の3第2項及び第15条の4」を「及び第15条の3第2項」に改める。

第39条中「、第15条の3及び第15条の5」を「及び第15条の3」に改める。

第12章を削る。

第41条中「第3条」を「第2条の2」に、「同条第1項」を「同項」に、「第4項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、第13章中同条を第40条とする。

第13章を第12章とする。

(野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第18条）

第7章 雑則（第19条）

を「第6章 雑則（第18条）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスに関する基準）

第2条の2 次条及び第5条から第17条までに定めるもののほか、指定地

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第14条及び第17条中「、第8条」を削る。

第6章を削る。

第19条中「第3条」を「第2条の2」に改め、第7章中同条を第18条とする。

第7章を第6章とする。

(野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報

を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第3条 次条、第6条及び第7条に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。